

# 3 健やかな体の育成



## 1 健康教育の推進

### 基本的な考え方

#### ○ 健康教育の意義と役割

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養と睡眠をはじめとする基本的な生活習慣を子どもの頃から適切に身につけることが不可欠です。特に、学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、健康教育が、他のライフステージにも増して重要な意義と役割を有しており、心身の成長発達についての基本的な知識の習得と理解を図るとともに、健康に関する実践的な判断力や行動を選択する力を育てていく必要があります。

#### ○ 保健教育の充実

性的問題行動、薬物乱用など、子どもたちの健康課題が多様化していることを踏まえ、発達段階に応じ、体育・保健体育等の各教科、道徳、特別活動など学校の教育活動全体を通じた保健教育の充実を図り、子どもたちに心身の健康の保持増進を図るための実践力を育みます。

#### ○ 養護教諭を中心とした保健指導・健康相談の充実

2009年(平成21年)4月には、「学校保健法」が「学校保健安全法」と改められ、組織的な保健指導や健康相談の充実、地域医療機関等との連携の強化等が規定されました。今後は、専門家の助言を要する子どもたちの「心の健康」にも一層目を向け、連携体制のもとに養護教諭<sup>\*1</sup>を中心とした保健指導・健康相談の充実を図っていきます。

#### ○ 現代的な健康課題への対応

アレルギー疾患や感染症、メンタルヘルス等、現代的な健康課題への対応が求められています。子どもたちが健康に安心して学校生活を送ることができるよう、学校、家庭、医療機関等がそれぞれの役割を踏まえ、連携を密にして取り組んでいきます。

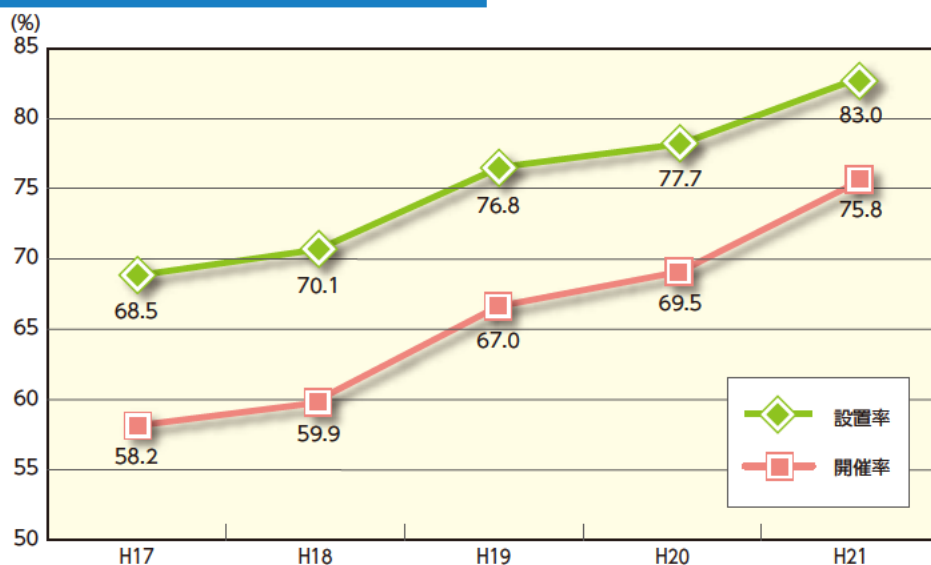


\*1 養護教諭：小中高等学校および特別支援学校に、子どもたちの養護を司るために配置された教育職員。

## 現状と課題

- 子どもたちの成育環境や生活行動が著しく変容し、食事、運動、休養、睡眠などの基本的な生活習慣を身につけ、健康の基盤を確立することが難しくなりつつあります。
- 性の問題行動、薬物乱用など子どもたちを取り巻くさまざまな問題が顕在化していることをはじめ、アレルギー疾患を抱える子どもたちの増加など、子どもたちの健康課題が多様化しています。(例：新型インフルエンザなどの感染症、喫煙や飲酒、う歯、低視力、夜型生活、睡眠不足、保健室登校など)
- 虐待・性被害、自傷行為、摂食障がいなどが増加しています。日本学校保健会がまとめた保健室利用状況に関する調査においても、主な背景要因として心に関する問題が身体に関する問題を上回る結果となっています。
- 核家族化や都市化など急激な社会変化の中で、出産など命に関わる大切な場面に直接ふれる機会が失われてきたことで、命の大切さや生きる喜びを実感としてとらえる場が少なくなっています。
- 2007年(平成19年)から2008年(平成20年)にかけて20代前後の若者の間に麻しんが流行し、麻しんの海外への持ち出しが社会問題化しました。今後も麻しんをはじめとするさまざまな感染症の流行が危惧されることから、感染防止や感染拡大防止への取組が重要となっています。
- 学校・家庭・地域を結び、学校における子どもたちの心身の健康問題を解決できるよう研究協議するための組織である学校保健委員会の活性化が必要となっています。

学校保健委員会の設置率と開催率(三重県)



三重県教育委員会調べ

## 今後の基本的な取組方向

### ○ 健康教育の充実

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり健康で充実した生活を送るために必要な知識と能力を身につけ、心身の健康を自ら管理できるよう、健康教育を充実します。

### ○ 命の教育の推進

子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情を育み、教育活動全体を通じて命の教育に取り組みます。

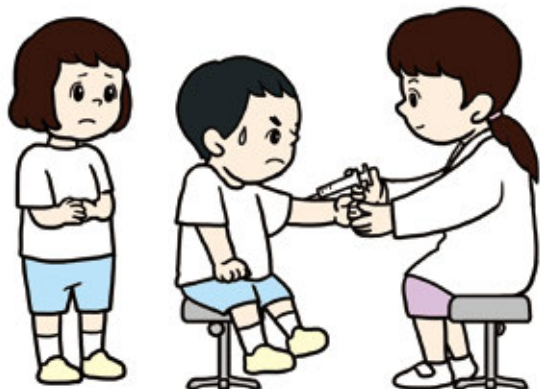
また、性に関する教育については、子どもたちの発達の段階に応じて、体育・保健体育の教科を中心に、特別活動や関連教科などすべての教育活動を通じて取り組みます。

### ○ 保健指導の推進

子どもたちの抱える健康課題が多様化、専門化する中で、子どもたちが自らの健康課題を理解し、進んで管理できるようにするため、地域の専門医を活用するなどにより、教員の指導力や保護者の意識を高め、専門知識に基づいた効果的な保健指導を推進します。

### ○ 学校・家庭・地域等の連携の充実

子どもたちが抱えるさまざまな健康課題について、学校・家庭・地域等が連携協力して適切に対応できるようにするための組織体制の充実を図ります。





## 主な取組内容

### ○ 健康教育の推進

子どもたちが基本的な生活習慣を確立し、生涯を通じて健康で心豊かな生活を営むことができるよう、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などを通して、健康教育を推進します。

### ○ 命の教育の推進

- 道徳の時間はもとより、総合的な学習の時間や教科（国語や理科、生活科や公民、保健体育など）の中で、また特別活動との関連も図りながら、生と死や命に関わるテーマを題材とし、教育活動全体を通じて命の教育に取り組みます。
- 子どもたちの発達段階および地域の実態に応じて、学習指導要領に基づき、全体計画および年間指導計画を作成の上、組織的・計画的に性に関する教育に取り組みます。



人形で胎児の成長を学ぶ中学生

### ○ 研修の充実

麻しんやインフルエンザ等の感染症や性の問題、集団への不適應等のメンタルヘルス等、さまざまな健康課題について各校で対応できるよう、正しい知識を身につけるための研修講座や講習会を開催し、教職員の資質向上を図ります。

### ○ 相談体制の充実

- 感染症やメンタルヘルス、アレルギー疾患など健康課題を有する子どもたちへの対応にあたって、スクールカウンセラーや地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実を図ります。
- 学校保健の現場と協働し、思春期におけるこころの問題についての正しい知識の習得をはじめ、命を大切にする教育などの取組を推進するとともに、相談体制の充実を目指すことで、子どもたちや保護者等に必要な支援を行います。（健康福祉部）

### ○ 専門医等の活用

地域の医療関係機関と連携して、専門医等を学校へ派遣し、子どもたちや教員、保護者等を対象とした研修会等を実施することで、知識の習得とともに、各校の実情に合わせた健康課題に対応するための体制づくりを推進します。



## ○ 保健指導の推進

- 学校における健康に関する課題を研究協議するため、学校関係者、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域の保健関係者の代表などで組織する学校保健委員会の充実を図り、子どもたちの健康づくりを推進します。
- 子どもたちが早い時期から喫煙、飲酒、薬物乱用と健康との関わりについて認識を深めるよう、関係機関と連携した薬物乱用防止教育の充実を図ります。
- 学校、関係機関等と協力して喫煙防止教育に関わる人材育成を進めるとともに、喫煙が健康に及ぼす影響や健康被害の啓発を推進します。(健康福祉部)
- 子どもたちのう蝕、歯肉炎の予防や、噛むことを通じた食育などを推進するため、学校歯科医や養護教諭などへの研修を行います。また、学校歯科医と連携して各校において歯と口の健康教育を行い、学校歯科保健の充実を図ります。
- 地域において学校関係者、歯科医療関係者との協議の場を提供することで、学校歯科保健の充実に向けた取組を支援します。(健康福祉部)



歯科衛生士による歯磨き指導

## ○ 学校・家庭・地域等の連携の充実

- 子どもたちが抱えるさまざまな健康課題に加えて、喫緊の健康課題にも適切に対応するために、校内および中学校区等を中心とした地域学校保健委員会活動の活性化を図るよう働きかけます。
- 学校を中心に、行政機関や地域の医療機関などで構成する連絡協議会等を設置するとともに、子どもたちが抱えるさまざまな健康課題の解決に向けた計画を策定し、具体的な取組を進めます。



授業で赤ちゃんだっこ体験をする中学生

## 数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
学校保健委員会を開催した学校の割合	76% (2009年度)	100%

※ 学校保健委員会を年間1回以上開催した公立小中学校および県立学校の割合。

※ 本県における学校保健委員会の設置率は83%ですが、開催率は76%となっており、設置されていても開催されていない現状があることから、改善に向けて目標項目として選定し、2015年度には県内すべての学校において開催されることを目指します。

### 多様な主体への期待

#### 保護者の皆さんへ

- 生涯にわたって心も身体も健康な生活を送るためには、子どものころからの生活習慣が大切です。子どもたちが健康で規則正しい生活を送れるよう、毎日の生活の中でこころがけてください。



## 2 食育の推進

### 基本的な考え方

#### ○ 食育の意義と目的

成長期にある子どもたちにとって、食育は、生涯にわたって健やかな心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となる重要なものです。子どもたちが、食に関する正しい知識と健全な食生活を実践できる資質・能力を身につけることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって、積極的に食育に取り組んでいきます。

#### ○ 食育の取組方向

特に、核家族化、共働きの増加、食の外部化の進展等により、食生活のあり方が変容する中で、子どもたちの食生活の乱れが顕在化している状況に鑑み、望ましい食習慣の形成、食に関する正しい知識の習得、さらにはその知識に基づいて食品の品質および安全性等について自ら判断できる能力の育成を図ります。

#### ○ 豊かな心の育成につながる食育の推進

東西の結節点に位置することから多様な食文化が育まれた本県の優位性を生かしながら、「郷土の食材の活用」、「生産者との連携」、「体験活動」といった要素を取り入れ、子どもたちの豊かな心の育成につながる食育を推進します。実際に農産物等を作っている現場を訪れ、作物や家畜に直接ふれるなどさまざまな体験活動を通して、食材そのものを学習するだけでなく、食に関わる人々の思い、匠の技、仕事に対する情熱や誇り、食への感謝の心などを子どもたちに伝えていきます。

#### ○ 教育活動全体を通じた創意工夫の実践

食育は、全教職員が主体的に関わり、学校の教育活動全体を通じて行うことが重要です。その中でキャリア教育、道徳教育、環境教育、国際理解教育、郷土教育や他教科と関連づけ、双方の効果が上がるよう創意工夫を行います。

学校給食を実施している学校においては、「地域の食材の活用により郷土を愛する心の醸成につなげる」、「世界各国の献立を企画し国際理解につなげる」など、学校給食を食育の「生きた教材」として積極的に活用していきます。

#### ○ 学校給食の充実

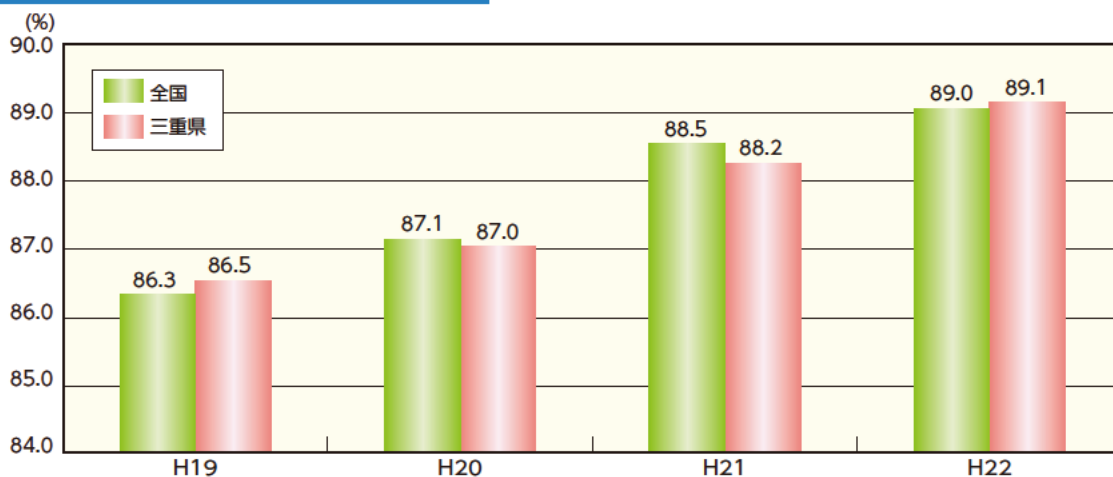
子どもたちの心身の健やかな発達のために、安全で栄養のバランスのとれた学校給食を実施します。さらに、子どもたちが残さず食べられるよう、美味しい給食を提供する等工夫していきます。



## 現状と課題

- 「平成 22 年度全国学力・学習状況調査」において、「朝食を毎日食べていますか」という設問に「食べている」と回答した本県の子どもたちの割合は、小学校 89.1% (全国 89.0%)、中学校 83.1% (全国 83.5%) と、全国と同程度の数値となっています。中学生になると食べない子どもたちの割合が増加する傾向があります。

朝食を毎日食べる小学生の割合



文部科学省「全国学力・学習状況調査 (児童質問紙調査)」より

- 朝食欠食、家族とは別に一人きりで食事をする孤食、家族が別々のものを食べる個食、偏った栄養摂取等、食生活の乱れから、生活習慣病の低年齢化、過度の痩身などが見られます。
- 産業構造の変化や外食・中食などの食の外部化の進展等により、農林水産物の生産場面等に直接ふれる機会が減少し、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の心、食卓の季節感などが失われつつあります。
- 家庭は、食べる姿勢や箸の使い方、食事前の手洗いなど、マナーや食習慣等について学ぶ場ですが、家族がそろって食事をする機会が減少する中で、こうした家庭内で受け継がれるべき食習慣の継承等が十分になされなくなりつつあります。また、大人自身が不健康な生活をし、望ましい食生活が実践できていないことが、子どもたちの食生活の乱れを助長していることが懸念されます。
- 学校給食は、食育の一環として、味わい感謝しながら食べる必要がありますが、学校によっては残食が生じる状況もあります。

## 今後の基本的な取組方向

### ○ 食に関する指導の充実

子どもたちが生涯にわたって健やかな心身を培い豊かな人間性を育むための基礎として、食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、学校・家庭・地域が連携した食育の充実を図ります。

### ○ 学校給食の充実

子どもたちの心身の健やかな発達のため、安全・安心で美味しい学校給食の一層の充実を図ります。

### ○ 栄養教諭の育成と支援体制の充実

学校における食育の推進にあたり中心的な役割を果たす栄養教諭<sup>\*1</sup>の育成や支援体制の充実を図ります。



食育で収穫体験をする子どもたち



\*1 栄養教諭：子どもたちの栄養の指導および管理を担当する教育職員。2004年（平成16年）5月の学校教育法の改正で創設された。三重県では2006年度（平成18年度）から配置している。

## 主な取組内容

### ○ 食に関する指導の充実

- 子どもたちが発達段階に応じて食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各教科や特別活動等と関連させ、学校教育活動全体で取り組む食育の指導体制の充実を図ります。
- 地域の自然や文化、食を担う農林水産業、食料の大切さなどに関する理解を深めることができるよう、郷土の食材を活用したり、地域の生産者等と連携したさまざまな体験活動を行ったりするなど、学校・家庭・地域が連携した食に関する指導の充実を図ります。
- 学校給食において、地場産物や郷土料理の導入を進め、食に関する指導の「生きた教材」として活用することで、子どもたちの地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産等に携わる人たちや食への感謝の気持ちを育みます。また、世界各国の献立を取り入れることで、外国の文化の理解につなげます。
- 家庭や学校において食べ残しをできるかぎりなくす取組を展開することで、子どもたちに食べ物のありがたさや大切さを理解するよう働きかけ、家庭系ごみの約3割を占める生ごみの減量につなげます。(環境森林部)
- 学校給食への地域食材活用や農林水産業の生産体験活動など、生産現場や地域と連携した食育活動が円滑に進められるよう支援を行います。(農水商工部)



幼稚園児との交流給食で指導する学校栄養職員

### ○ 学校給食の充実

- 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理の講習会等を開催するなど、給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図ります。
- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めるため、学校給食に地場産物を使用する割合の増加を目指し、関係部局等と連携した地場産物の導入体制整備の支援を行います。
- 中学校給食について、各地域の現状の把握や、中学校給食に関する情報収集・提供に努めること等により、その普及に向けた支援を行います。



## ○ 家庭への啓発

- 家庭における食習慣の定着が図られるよう、親子参加型体験活動や給食試食会等を開催したり、学校だよりやホームページ等を通じて、学校の取組を家庭に周知したりするなど、家庭に対する食育啓発活動や情報提供をより一層進めます。
- 子どもたちの生活リズムの向上に向け、健全な食習慣の重要性などについて、啓発のための取組を支援します。  
(健康福祉部)
- 健康的な食習慣の形成を推進するために、「食事バランスガイド」や「三重の子のすこやか食生活指針」などを活用した具体的な取組例を子どもたちやその保護者に提示し、実践を促します。(健康福祉部)



ゲストティーチャーによる「お魚料理教室」

## ○ 栄養教諭の育成と支援体制の充実

- 栄養に関する専門性と教育に関する資質を有する栄養教諭の配置拡大を進めるとともに、専門性を生かした食に関する指導の充実を図ります。
- 栄養教諭を中心とした食育の推進体制が確立できるよう支援します。

## ○ 県全体での食育推進

県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目的に、食育基本法<sup>\*1</sup>に基づいて三重県の食育推進計画が定められており、健康、教育、生産の各分野が密接に連携して総合的・計画的に食育の取組を進めます。(農水商工部、健康福祉部、教育委員会)



\*1 食育基本法：国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、2005年(平成17年)6月に成立した法律。

## 数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
朝食を毎日食べる小学生の割合	89.1%	100%

- ※ 「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)による朝食を毎日食べる小学生(6年生)の割合。
- ※ 生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るためには、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることが必要です。このことから、学校における食に関する指導体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域および関係団体が連携・協力して食育を一層推進し、朝食を毎日食べる小学生(6年生)の割合を、2015年度(平成27年度)までに100%とすることを目指します。

### 多様な主体への期待

#### 保護者の皆さんへ

- 生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るためには、子どものころから望ましい食生活や生活習慣を身につけることが大切です。食事・運動・睡眠の健康三原則を守り、「早ね早おき朝ごはん」を家族ぐるみで実践したり、食を通じた家族とのコミュニケーションを大切にしたりするなど、家庭での食育を推進していきましょう。

#### 地域の皆さんへ

- 子どもたちが地域の方と交流し体験をすることや学校給食に地場産物を使用することは、地域の産業や文化、郷土への理解を深めるとともに、食に関わる方々への感謝の気持ちを育むために大切です。子どもたちの体験にご協力をお願いします。



# 3 体力の向上

## 基本的な考え方

### ○ 体力づくりの必要性の高まり

都市化やモータリゼーションの進展に伴う生活様式の変化、室内娯楽や塾通いの増加等を背景として、日常生活の中で体を動かす場面が減少し、子どもたちの体力・運動能力は、ピーク時の1985年(昭和60年)と比較すると、依然低い状況にあります。今、社会全体が体力づくりの重要性を再認識し、子どもたちの運動習慣の確立、即ち「運動の日常化」を図ることの必要性が高まっています。

### ○ 各学校における基本的な取組姿勢

このため、各学校が、体力づくりへの積極的な姿勢を方針として掲げ、体育・保健体育の授業をはじめ、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動などを活用し、また家庭・地域とも連携して、生涯にわたりスポーツに親しむ資質・能力の基礎を子どもたちに培っていきます。

### ○ 運動を「楽しむ」気持ちの育成

「運動の日常化」に向けては、繰り返し運動したくなる気持ちを、幼い頃から大切に育てていくことが必要です。「運動することの楽しさを感じさせる」ことを学校体育の原点に置き、幼稚園、小学校低学年の指導の充実を図ります。「体を使って遊ぶ」ことを重視するとともに、さまざまな運動を豊富に経験させ、子どもたちがその中から自分の得意なものを発見していくという「きっかけづくり」を意識した指導を行います。

### ○ 運動で「認められる」機会の創出

「運動することの楽しさを感じさせる」ためには、体力が伸びたことや運動で懸命に努力したことをその都度「ほめる」ことも重要です。そこで、運動で認められる多くの機会を創出し、積極的な取組について評価していきます。

### ○ 「競う」ことの重視

競わせない運動会、競わせない体育を行う例がありますが、「競う」ことで運動することの楽しさに気づく子どもたちも多いという観点からは、課題があると考えられます。また、運動を通じて切磋琢磨することや目標に挑戦することは、直面する課題に主体的に対応できる力につながることも期待されます。そこで、体力の向上に向けては、競争を避けて通らず、体育祭など体力を競うイベントを計画的に実施し、子どもたちの目標を適切に設定することを通じ、達成感や成就感、競うことの楽しさを伝え、運動への意欲を育みます。



運動会のリレー



## ○ 運動部活動の充実

生徒の自主的、自発的な参加により行われる運動部活動については、体力の向上はもとより、礼節を重んじる態度、思いやりの心、責任感、連帯感等を育む「心」の教育としても重要なものであり、学校教育の一環として、生徒の健康や学校生活・地域活動とのバランスに配慮しつつ、一層の推進を図る必要があります。生徒数の減少、指導者の不足等の課題に対処するため、近隣の学校による合同運動部活動の推進、地域の外部指導者の積極的な活用等に努め、運動部活動のさらなる活性化を図っていきます。



三重県高等学校総合体育大会  
フェンシング競技

## 現状と課題

- 「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を見ると、本県の子どもの体力・運動能力は、全国の平均値と比較して低位な状況にあると考えられます。(小学校第5学年で男女ともに1種目が上回っており、中学校第2学年で男女ともに2種目が上回っているものの、その他の種目は下回っています。)

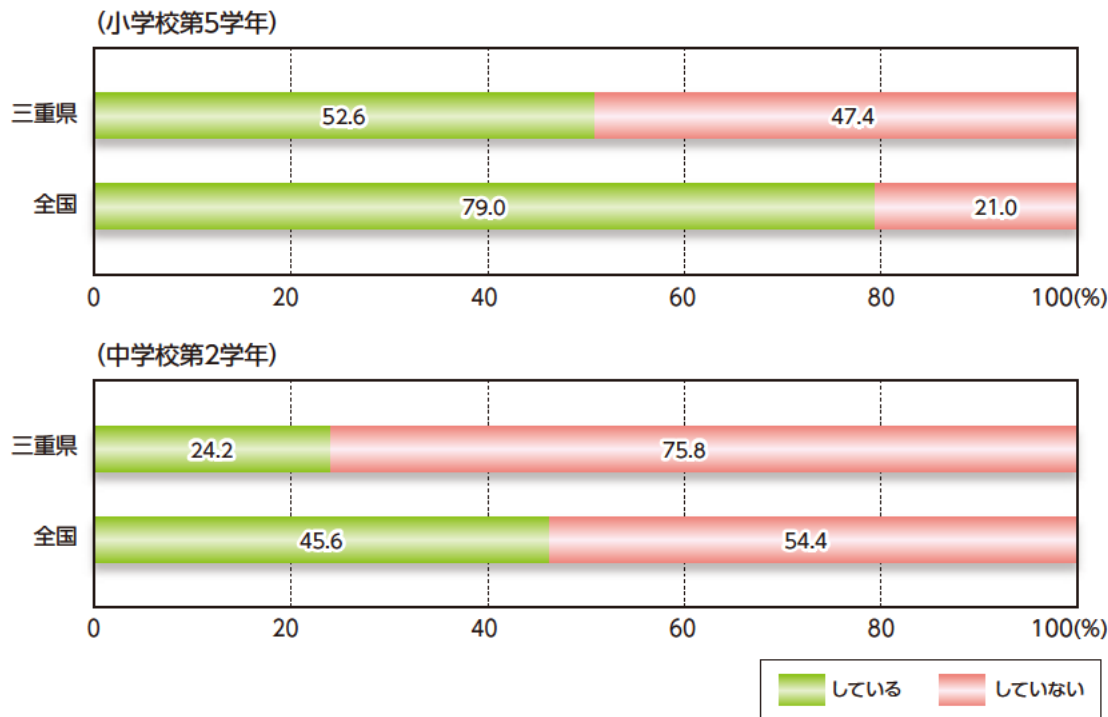
### 平成22年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果概要(三重県)

調査種目	小学校 第5学年		中学校 第2学年	
	男子	女子	男子	女子
握力	▼	▼	▼	▼
上体起こし	▼	▼	▼	▼
長座体前屈	○	▼	▼	▼
反復横とび	▼	▼	▼	○
持久走	/		▼	▼
20mシャトルラン	▼	▼	○	▼
50m走	▼	▼	○	▼
立ち幅とび	▼	▼	▼	▼
ボール投げ	▼	○	▼	○
体力合計点	▼	▼	▼	▼

○上回っている、▼下回っている

- 本県は、「運動部活動に参加している中学生の割合」、「体育の授業以外に運動している小中学生の割合」が、どちらも全国平均を上回っています。にもかかわらず、体力テストの結果が低位に位置しているのは、「運動習慣を確立するような手立てをしている学校」の割合が全国平均を下回るなど、学校としての運動に対する取組姿勢が十分でないことが原因の一つではないかと考えられます。

### 運動習慣を確立するような手立てをしていますか



文部科学省「平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より

- 子どもたちの体力・運動能力は、ここ数年でやや上昇傾向に転じたものの、ピーク時の 1985 年（昭和 60 年）と比較すると、依然低い状況にあります。また運動に興味を持ち活発に運動する子どもとそうでない子どもに二極化する傾向が見受けられます。
- 外に出て遊ぶことは危険であるという意識が社会に広がりつつあり、安全・安心の確保と健康づくりとの兼ね合いが難しくなっています。
- 幼少時の体力や健康が生涯の健康にも関わること、心の健康のために運動が必要であること等が、保護者に十分に理解されておらず、運動の大切さを子どもに教えていこうという保護者の意識が高まりにくい傾向があります。
- 学習指導要領の改訂により、小中学校の体育・保健体育の授業時数が増加するなど、運動の必要性が認められてきました。
- 運動部活動は、生徒数の減少、指導者の不足等から、生徒のニーズにあった活動が行われにくい状況にあります。指導者不足の解消に向けて、外部指導者を招く必要がありますが、種目や地域性など学校のニーズにあった指導者を確保することが課題です。

## 今後の基本的な取組方向

### ○ 体育科・保健体育科授業の工夫改善

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てるよう、教員の資質向上と体育科・保健体育科授業の工夫改善を推進します。

### ○ 学校・家庭・地域における運動機会の拡充

子どもたちが自ら体力の向上を目指し、日常的に運動に親しむ機会の拡充が図られるよう、子どもたちの体力の向上に向けた学校の取組を促進するとともに、「時間・空間・仲間」等の環境整備について、市町教育委員会と連携し、学校を通して家庭や地域に啓発します。

### ○ 運動部活動の充実

多様化する運動部活動のニーズに対応し、地域や学校の実態に応じた支援を行うことを通じ、生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験できるように、運動部活動の充実を図ります。

## 主な取組内容

### ○ 教員の資質向上と授業の工夫改善

- すべての教員が、子どもたちの体力の状況を共通理解するとともに、学校全体で課題の解決に向けた授業の工夫改善等の取組を計画的・継続的に進めます。
- 体育科・保健体育科において、子どもたちの発達段階に応じた系統性のある教育課程が適切に実施されるよう、研究協議会・講習会等を充実し、体育科・保健体育科担当教員の資質向上を図ります。
- 子どもたちにとって「楽しい・コツがわかる・達成感のある」魅力ある授業づくりや、適切な運動量の確保がなされる授業の工夫改善を推進するため、学校体育研究団体等との連携を図り取組を進めます。



体のバランスをとる運動



## ○ 新体力テストの継続実施と有効活用の推進

子どもたちが自らの体力について関心を持ち、自他の記録と競うなど意欲を持って体力向上に取り組み、「体力の成長記録」として結果を有効活用できるよう、新体力テスト<sup>\*1</sup>の継続実施について、市町教育委員会と連携を図り、その取組を支援します。

## ○ 運動環境の整備

- 体育の授業や休み時間等に子どもたちの体育活動をサポートする人材や、体育の授業をアドバイスする指導員等の配置について検討します。
- 子どもたちが、日常的に自ら運動に親しめるよう、学校・家庭・地域の連携により外遊びを推奨し、運動機会の拡充を図ります。
- 学校の屋外運動場の芝生化が体力向上にもたらす効果や地域でのスポーツ活動の拠点となる可能性、また、維持管理の課題等について、全国の状況等を調査研究し、その結果を市町教育委員会等へ情報提供します。



フラフープを使った運動

## ○ 運動部活動の充実

- 生徒数が減少する中で、生徒の興味・関心等にあった活動が行えるよう、学校の実態に応じて合同運動部活動の運営を推進するとともに、地域と連携した活動等を支援し、運動部活動の活性化を図ります。
- 指導者不足や指導者の高齢化等に対応するため、地域の外部指導者を学校へ派遣します。
- 顧問や外部指導者を対象とした研修会を開催し、専門的な指導や事故防止および緊急時の対応等が適切に行えるよう、指導者の資質向上を図ります。
- 全国中・高等学校体育大会などの全国大会において、優秀な成績を取めた中学校および高等学校等の生徒や指導者を顕彰することによって、運動部活動への関心を高め、学校体育・スポーツの振興を図ります。
- 本県で2013年(平成25年)に開催が予定される全国中学校体育大会に向けて、関係教育委員会および関係体育団体と連携し準備を進めます。



部活動の大会

また、その後、2018年(平成30年)に東海ブロックでの開催が予定される全国高等学校総合体育大会についても、関係教育委員会および関係体育団体と協議を進めます。

\*1 新体力テスト：文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に、毎年実施している調査。1999年度(平成11年度)の体力・運動能力調査より導入されている。テスト項目は年齢区分により異なり、6歳～11歳は、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20mシャトルラン・50m走・立ち幅とび・ソフトボール投げの8種目、12歳～19歳は、握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・50m走・立ち幅とび・ハンドボール投げ・持久走又は20mシャトルランの8種目で実施されている。

## 数値目標

施策目標項目	現状値	2015年度の目標
新体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	70.7%	75%

※ 新体力テストにおいて、男女別・年齢（学年）別に定められた判定基準に基づく総合評価が、「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合。

（新体力テストの総合評価は、8テスト項目の測定結果を項目別得点表によりそれぞれ採点し、すべての項目の合計得点を男女別・年齢（学年）別に定められた総合評価基準表に当てはめ、体力合計点が高い「A」から、体力合計点が高い「E」までの5段階に判定されます。）

※ 子どもたちが体を動かす楽しさや喜びを味わい、運動する機会を増やすことで、新体力テストの総合評価が「D」・「E」と判定される子どもたちが減少し、「A」・「B」・「C」と判定される子どもたちの割合が、毎年度1%ずつ増加することを目指し、2015年度（平成27年度）の目標を75%と設定しました。

### 多様な主体への期待

#### 保護者の皆さんへ

- 子どもたちが、体を動かす遊びや運動に積極的に取り組み、1日1回は運動できるよう、声をかけていただくようお願いします。
- 子どもたちが、心身ともに健康で、元気な笑顔に満ち溢れるよう、運動好きな子どもに育てましょう。
- 子どもたちが、いつまでも健康で、元気でいられるよう、運動やスポーツ活動に親子で積極的に参加しましょう。

